◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

改正案

(文書図画の頒布)

一〜三 [略]

他の事情を勘案して条例で定める枚数理委員会に届け出た二種類以内のビラー当該選挙区の人口そのて、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管四ー都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人につい

条例で定める枚数 当該選挙区の人口その他の事情を勘案してについて、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会校、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会に種類以内のビラ 当該選挙区の人口その他の事情を勘案して上種類以内のビラ 当該選挙区の人口その他の事情を勘案して上種類以内のビラ 当該選挙区の人口その他の事情を勘案して上種類以内のビラ 当該選挙区の人口その他の事情を勘案して上種がよりでは、長の選挙の場合には、候補者一人

Ŧī.

現

行

(文書図画の頒布)

いて、ビラについては、散布することができない。 に規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合にお通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで第百四十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙におい

一~三 [略]

て、通常葉書 八千枚 - 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人につい

枚 の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人

(傍線部分は改正部分)

六 葉書 に届け出た二種類以内のビラ 管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 選挙区) 者一人について、 指定都市以外の市の選挙にあつては、 議会の議員の選挙の場合には、 二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 の人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数 通常葉書 八千枚、 当該市(選挙区があるときは) 候補者一人について、 当該選挙に関する事務を 長の選挙の場合には、 一万六 通常 当 候

七 \mathcal{O} 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二 選 |類以内のビラ 、の選挙の場合には、 一挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 町村の選挙にあつては、 人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数 て、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する 当該町村 候補者一人について、 長の選挙の場合には、候補者一人につ (選挙区があるときは 通常葉書 五千枚、議会の議 該選挙区 八百枚、

2 5 下略

6 方法によらなければ、 第 項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める 頒布することができない。

7 管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同 管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を 挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選 の定めるところにより、 当該選挙に関する事務を管理する選

> 六 千枚、 管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 補者一人について、 指定都市以外の市の選挙にあつては、 二千枚 議会の議員の選挙の場合には、 通常葉書 八千枚、 候補者一人について、 当該選挙に関する事務を 長の選挙の場合には、 一万六 通常 候

選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 員の選挙の場合には、 て、通常葉書 二千五百枚、 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、 候補者一人について、 一当該選挙に関する事務を管理する 通常葉書 五千枚、 候補者一人に 議会の議 八百枚

七

葉書

6 なければ、 並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によら 第 項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで 頒布することができない 第二項

7 第 議院合同選挙区選挙管理委員会。 院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参 (参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、 第 一項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに 以下この項において同じ。) の定

区ごとに区分しなければならない。事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙ない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができ

- 九・七センチメートルを、超えてはならない。 メートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチ
- 10 [略]
- で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号ま議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参

しなければならない。

る選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理す会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員

- トルを、超えてはならない。
 二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメーは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第8 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラ
- 9 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項 ばならない。

10 [略]

候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職のは市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に11 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙について

12 • 13 [略] 無料とすることができる。